

## 立川市ホームページ広告掲載に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、立川市広告掲載規則(平成22年4月1日市長決定)第2条第1号イに掲げる「市のホームページ」に広告を掲載するに当たり、同規則第3条に規定する掲載料その他必要な事項について定めることを目的とする。

(広告掲載の媒体)

第2条 広告を掲載するものは、市のホームページとする。

(掲載の位置)

第3条 広告の掲載位置は、ホームページのトップ画面及びその他画面(小分類一覧ページ右側)とする。

(掲載の種類・規格)

第4条 広告の種類は、バナー広告とし、市がホーム画面上で定めた大きさとする。

(掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1か月間とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(掲載募集枠)

第6条 募集は、各画面に設けた枠数とする。

(掲載料金)

第7条 掲載料は、ホーム画面が1枠月額25,000円、その他は1枠月額15,000円とする。ただし、長期の連続掲載を希望した場合は次のとおりとする。

掲載料金一覧表(1枠)

掲載期間	割引率(%)	掲載料(円)	
		トップ画面	その他画面
1か月	0	25,000	15,000
3か月	5	71,000	42,000
6か月	13	130,000	78,000
12か月	20	240,000	144,000

(募集と募集期間)

第8条 募集は公募とし、広報紙やホームページに掲載して希望者を募るものとする。募集期間は1年間とし、随時募集を行い、各設定場所の年間枠数が埋まった時点で終わるものとする。

(広告のデザイン)

第9条 バナー広告のデザイン及び色彩などは、市のホームページのイメージを損なうことのないよう、広告掲載者と調整してから掲載するものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要とする事項は別に総合政策部秘書広報課長が定めるものとする。

附 則

この基準は、平成15年 7月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年11月25日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年 4月 1日から施行する。